

美乃浜学園いじめ防止基本方針（案）

令和8年2月改定

1 いじめの防止等の対策のための基本理念

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るという認識に立ち、学校、家庭、地域、その他の関係機関が一体となって、一時的ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。いじめ問題にあたっては、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

いじめの定義

『いじめ』とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条1項）をいう。

なお、いじめの起こった場所は学校の内外を問わない。

※ 本校の「いじめ」のとらえ

- ・ いじめの定義を

いじめとは相手が心身の苦痛を感じている行為

とし、そのような行為の一切をいじめと認知し対応することとする。

- (1) 「いじめは、誰にも、どの学校においても起こり得る」「いじめは決して許されない」という認識に立ち、いじめから児童生徒を守るために、学校教育活動の全体を通して、すべての児童生徒に、規範意識の高揚や自分と他者とお互いに尊重し合う意識や態度等、人権意識を育て、いじめの起こりにくい環境づくりに努める。
- (2) いじめが児童生徒の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、すべての児童生徒が、安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組むことができるよう、学校の外を問わず、いじめの未然防止に努める。
- (3) いじめをしたり、いじめを認識しながらこれを放置したりすることなく、学校、家庭、地域が連携し、一体となって組織的に早期発見・早期対応に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ問題にあたっては、「いじめは決して許されない」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う。早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための取組を、あらゆる教育活動において展開する。いじめ問題への組織的な取組

を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ問題対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、いじめの起こりにくい環境づくり等を含め、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

○ いじめ問題対策委員会

【役割】

- ・いじめを未然に防止するための取組や具体的な年間計画の作成。
- ・いじめ防止のための指導や対応方針を決定する。
- ・いじめの相談・通報の窓口となり、いじめ認知の判断を行う。
- ・いじめに関する情報の収集・記録・共有を行う。
- ・いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する支援を行う。
- ・いじめ問題が発生した際の指導や対応方針の決定
- ・いじめを行った児童生徒に対する指導とその保護者に対する助言を行う。
- ・いじめ防止の取組についてP D C Aサイクルで検証を行う。
- ・重大事態に係る事実関係を明らかにし、その発生の防止に取り組む。
- ・いじめを受けたり行ったりした児童生徒を担当する教職員に対する助言や支援を行う。
- ・様々な機関との情報の共有・連携をする。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導主任、保健主事、各学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭で構成し、状況に応じて学級担任や部活動顧問、進路指導主事、S C、S S W等の関係職員を加えるなど柔軟なメンバーとする。

※学校運営協議会等を通して、いじめ問題にかかる学校の現状や取組について校外へも情報発信をする。

3 いじめの未然防止の取組

「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、いじめの未然防止に取り組む。そのため、「いじめは、どの学校にも学級にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、学校教育活動全体を通して、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるとともに、児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる環境づくりを進めていく。

(1) 子どもを主語にした学びへの転換を進めるとともに、学習規律の確立を進める。

- ①教科主任会、教科部員会、及び相互の授業参観を通して、意見交換を活発にし、分ける授業、児童生徒が主体的に参加・活躍できる授業づくりを進める。さらに、学習規律（正しい姿勢＝立腰、発表の仕方や聞き方等）の確立を進める。
- ②多様な指導方法や指導体制を工夫し、協働的な学習活動の展開に努める。
- ③学習意欲を高める課題や、考えを広げたり深めたりする発問を工夫し、主体的に取り組む態度を育む。
- ④各教科等の特性に応じた見方・考え方を働かせながら行う学習活動の充実を図る。

- (2) 学級活動や学年・学校行事等を通して、居場所づくり、絆づくりに努める。
- ①児童生徒会活動や学級活動、学年・学校行事における主体的な活動を通して、児童生徒が自分自身を価値ある存在と認め、お互いを大切に思い、支え合い助け合う仲間づくりに努める。
 - ②「魅力ある学校づくり」「笑顔プロジェクト」などの活動で特別活動部や児童生徒会と連携しながら居場所づくりや絆づくりの具現化に努め、児童生徒主体の活動を活性化させる。
- (3) 道徳教育の充実を図り、豊かな心を育てる。
- ①いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の低下から発生するものである。道徳教育において、心が揺さぶられる教材や資料を吟味し、互いの人格を尊重し合ったり、心の通う対人関係を構築したりすることのできる能力の素地を養い、いじめの抑制につながる授業を実践する。
 - ②全教職員による、道徳の時間を要とした道徳教育を推進する。
 - ③児童生徒の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図る。
 - ④児童生徒の興味・関心を高め、道徳的価値を自覚できるような学習指導を工夫する。
- (4) 地域の方や保護者への働きかけを行う。
- ①いじめの未然防止の取組について、学校・学級だよりやホームページ等による広報活動を積極的に行うことにより、開かれた学校づくりに努める。
 - ②児童生徒のボランティア活動（地域行事への参加等）、職業体験、福祉体験等の活動を行い、地域の方と交流を深める機会を設ける。
 - ③近年、スマートフォン等の通信機器を利用する児童生徒の増加に伴い、SNS利用に起因する問題行動も増加している状況を踏まえ、生徒が通信機器を安全に、正しく利用できるように、保護者の協力を得ながら話し合いシートの効果的な活用を図り、家庭でのルールづくりを推進する。

4 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童生徒との信頼関係の構築に努めるとともに、児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、児童生徒に関わるすべての教職員の間で情報共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

(1) 日々の観察の重視

日常生活の中での教職員の声かけ等、児童生徒が日ごろから気軽に相談できる環境をつくる。休み時間や昼休み、朝や放課後の雑談等の機会に、児童生徒の様子に目を配り、『児童生徒がいるところには教職員がいる』ことを目指し、児童生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。⇒日常的に児童生徒の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、児童生徒の変化を把握するよう努める。

(2) 教育相談体制の充実

- ①児童生徒、保護者、教職員が、いじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

- ②教育相談担当を位置付け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門家の訪問計画を作成し、児童生徒・保護者へ周知する。
 - ③全校児童生徒を対象に教育相談週間を年に3回設け、二者面談や三者面談を実施する。
 - ④児童生徒・保護者に外部相談機関の紹介や周知を図る。
- (3) 定期的なアンケートの実施
- ①いじめの実態を適切に把握するため、定期的（少なくとも月1回）なアンケートを実施する。
 - ②アンケートの内容は、いじめ問題対策委員会で共有し、迅速で適切な対応がとれるようにする。
 - ③いじめの認知件数が極めて少なかった場合は、認知漏れがないことを確認する。
- (4) SOSの出し方に関する教育の推進
- ①「SOSの出し方に関する教育」の授業を、学級活動（ホームルーム活動）、保健体育（保健分野）等の学習と関連させて、各学年とも年間1単位時間以上実施する。
 - ②児童生徒が悩みを抱えたときに助けを求めること等の指導は、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などに、すべての児童生徒を対象に毎年度繰り返し実施する。
- (5) オンライン相談窓口の設置（美乃浜相談室）
- ①学校ホームページにオンラインの相談窓口を設置し、いつでもどこでも相談できる環境を整える。
 - ②毎日、管理職や生徒指導主事がチェックをしていく。
- (6) 保護者との信頼関係の構築
- 日ごろから児童生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡することを心がけ、保護者がいじめに気付いたときに、即座に学校へ連絡ができるよう、保護者との信頼関係を築くことに努める。

5 いじめへの早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に支援する。

(1) いじめ発見時の対応

- ・いじめを発見した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、学年主任生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。また、正確に事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、「いじめ問題対策委員会」の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

(2) いじめが起きた場合の対応

- ①「いじめ問題対策委員会」を中心に対応を決定し、以下の対応を迅速かつ組織的に行う。

ア いじめを受けた児童生徒に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援
 イ いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する支援
 ウ いじめは、加害者と被害者のみの問題とするのではなく、周囲の児童生徒を含めた
 全体の問題として捉え対処する。

②いじめ問題が指導上困難である場合には、ひたちなか市教育委員会と連携を図り、指導主事や教育研究所（いじめ不登校相談センター）の相談員の派遣を要請する等、より適切な対策を講ずる。

③インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて、警察のサイバー犯罪対策課や関係機関等の協力、援助を求める。

④いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、必要な措置を講じる。

⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時には、いじめを受けた児童生徒とその保護者と相談した上で、ひたちなか市教育委員会と連携のうえ、学校と警察との連絡制度に基づき適切に対応する。

⑥いじめに関係した児童生徒が複数の学校に及ぶ場合はや学校外で起きた場合には当該校や各関係機関と連携し対応する。

⑦いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため必要な措置を講じる。

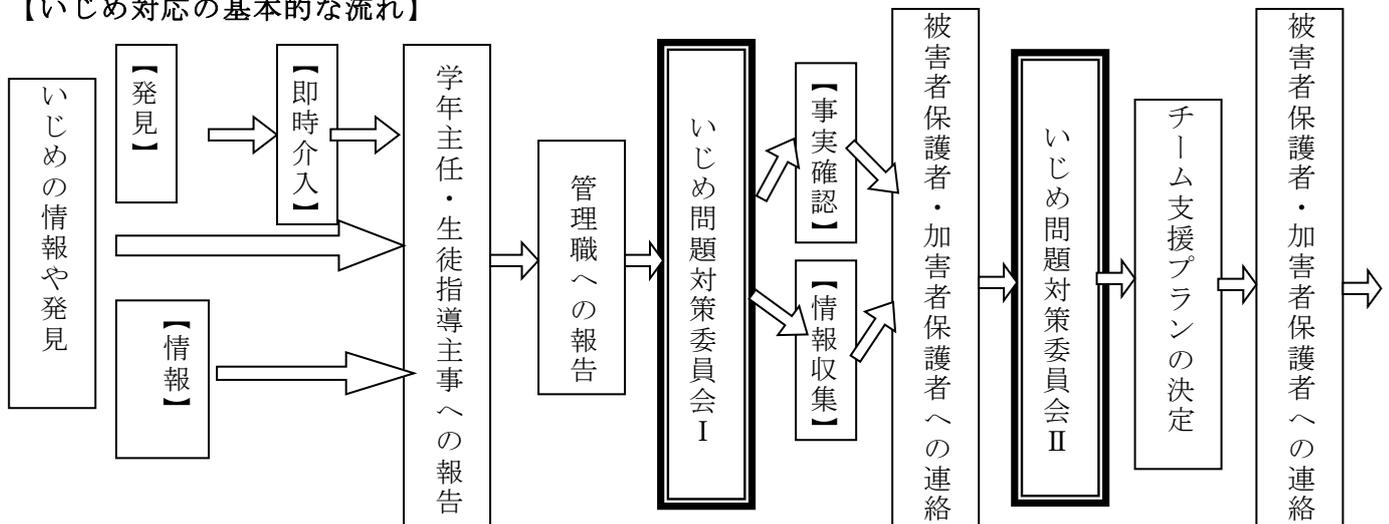
(3) いじめが起きた後の継続的な対応

①いじめが解消したと見られる場合でも、再発防止に向けて引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。

②いじめを受けた児童生徒に対し、担任を中心に教育相談、日記、手紙などを通して積極的に関わり、その後の状況について把握に努めるとともに、学校の対応状況を定期的に児童生徒・保護者に報告する。

③いじめ発生を契機として、職員会議や校内研修等で事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

【いじめ対応の基本的な流れ】



〔基本的な流れの留意点〕

- ・事実確認をしたうえでの被害者保護者・加害者保護者への連絡までは、いじめの情報や発見したその日のうちにできる限り行う。
- ・いじめ問題対策委員会Ⅰは、状況に応じて委員会メンバーまたは全職員で行い、共通理解と対応の確認を行う。
- ・いじめ問題対策委員会Ⅱでは、いじめを受けた児童生徒への対応、保護者への説明、いじめを行った児童生徒への対応、保護者への説明・助言、全体への対応等の今後の対応及び役割分担を協議する。
- ・保護者への対応で行う家庭訪問は2人以上で行く。
- ・チーム支援は状況に応じて、関係機関と連携する。
- ・いじめが解消したと見えても、経過観察（3か月を目安に）をして、本人及び保護者に確認をする。

6 いじめの解消

- (1) 市の「いじめ防止基本方針」に基づき、単に謝罪をもって解消とせず、いじめた側の言動の改善だけでなく、インターネット等のチェックやその他の物理的な影響の消滅も含め、おおむね3か月間（状況によっては必要と思われる長期）にわたって改善されていることを確認する。
- (2) いじめ解消を判断する際には、当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に対し、面談等を実施して確認する。

7 重大事態への対応

- (1) 重大事態（いじめ防止対策推進法第28条）
 - ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (2) 重大事態が発生したときの対応
 - ①その旨をひたちなか市教育委員会に速やかに報告し、教育委員会の指導・支援のもと対応に当たる。
 - ②『R6年8月（2024.8改訂版）いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）』を基に、いじめ防止対策推進法に則った対応を徹底する。
 - ③児童生徒・保護者双方への適切な情報提供を行う。
 - ④必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。